

## 連 載



# 監査報告に関する国際動向③

## 英国における監査報告書に係る検討について

### — ②金融危機発生以降

近年、長文式の監査報告書に係る監査基準の改正が世界中において議論されており、最近では、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が、2015年1月に関連基準の最終版を公表している。

一方、英国においては、2013年における改正により既に長文式の監査報告書が導入され、2013年12月期の監査から、長文式の監査報告書の発行が本格的に開始されている。そこで前稿<sup>1</sup>と本稿の2回にわたり、英国における監査報告書に係る検討の経緯を追って、背景の考察に役立てることとしたい。本稿では、2008年以降現在までの監査基準の改正に関する議論を中心に紹介する。なお、本稿は海外の文献を基礎として作成しているが、筆者による解釈が含まれることを申し添える。

#### 1 ディスカッション・ペーパー「監査報告書：変更の時？」及び2009年の監査基準改訂

2007年12月、監査実務審議会（APB）は、ディスカッション・ペーパー「監査報告書：変更の時？」（以下「2007年DP」という。）を公表し、監査報告書の変更の必要性について意見募集を行った。検討を開始した理由について、2006年会社法の施行<sup>2</sup>に向けて監査報告書の文言の変更が必要なことに加え、英国内及び世界において、監査報告書の様式や内容の変更に対する関心が高まっていることが説明されている。2007年DPでは、2006年会社法の規定を反映するための監査意見の文言の変更のほか、主に、以下を含む様々な論点について意見が募集された。

- ・ 経営者及び監査人の責任の記述：2007年7月にIAASBが公表したクラリティ版国際監査基準（ISA）700「一般目的の財務諸表に対する独立監査人の報告書」の公開草

案では、監査報告書に含めるべき経営者の責任の記述が詳細に規定されているが、英国では、よりシンプルな記述とするかどうか。また、クラリティ版ISA700では、監査報告書に含めるべき監査人の責任に関する記述を詳細に規定しているが、監査人の責任に関する情報が監査報告書以外において公表されており、利用者が入手可能なのであれば、監査報告書における監査人の責任の記述を短縮することが可能ではないか。

- ・ 強調事項区分の活用：2007年2月に監査品質フォーラム（AQF）が公表した監査報告に関する報告書<sup>3</sup>において、強調事項区分を記載しない場合には、監査報告書に「強調すべき事項はない」旨の記述を求めることにより、強調事項区分の活用を促してはどうかとの提言があったが採用すべきか。監査実務審議会（APB）は、強調事項区分の多用はかえってコミュニケーションの有効性を阻害すると

考えるが、同意するか。

- ・ 2006年会社法及び上場規則に基づくその他の報告責任：2006年会社法に基づき、監査人は、会計記録の保持の適切性等について検討し、発見事項があった場合には、その旨を監査報告書に記載することが求められる。また、上場規則に基づき、監査人は統合コードの規定のうち、監査人の検討（review）対象として指定されている9つの規定を会社が遵守しているかを検討する義務がある。これらの監査人の報告責任は、報告すべき事項があった場合にのみ監査報告書において発見事項が報告されるため、「例外的報告事項（exception report）」と呼ばれている。しかしながら、特に報告すべき事項がない場合にも、例えば、「報告すべき事項はない」旨の明記を求めてはどうか。

なお、監査品質フォーラム（AQF）の報告書の提言や財務報告評議会（FRC）のディスカッション・ペー

パー「監査品質の促進」に対するコメントにおいて、監査報告書に会社に特有な情報を含めてはどうかとの意見があったが、2007年DPでは当該論点は扱わないとしている。その理由として監査実務審議会（APB）は、2006年会社法により取締役報告書において事業概況（Business review）<sup>4</sup>を開示することが規定され、また、財務報告違反審査会（Financial Reporting Review Panel（FRRP））によるレビュー対象に取締役報告書が含まれることになったため、監査報告書に会社に特有な情報を含めることの検討を行う前に、事業概況等の開示が利用者のニーズを満たす結果となるかどうかの情報分析を行う必要があると考えていることを説明している。

監査実務審議会（APB）は、2007年DPに対して受領したコメントを取りまとめたフィードバック・ペーパーを公表した。その中で、回答者の意見は利害関係者グループにより分かれていたが、同じ利害関係者グループ内での意見は非常に類似して（表1）

おり、機関投資家からは、監査報告書をより情報価値のあるものとするべきであるとの意見が多く、作成者からは変更を支持しない意見が多かったこと、また、監査事務所からは、英国監査基準が国際監査基準から乖離し、国際監査基準への遵守を表明できなくなることに對する懸念のコメントが多かったことを記載している。また、今後の方針として、①標準文言の削除、②監査報告書の情報価値を高める、の2つの論点があることから、プロジェクトを2つに分け、①に関しては、ISA（UK&I）700の改訂により対応すること、②に関してはリサーチを開始することを記載している。理由として、①は国際監査基準への遵守の範囲内で実施可能であること、また、②に関しては検討すべき課題が多いこと、一方で当時、IAASBは2009年以降に監査報告に関するプロジェクトを開始する予定としており、また、欧州委員会（EC）によるISAの採用の議論において監査報告書の様式及び内容が論点になると見込まれることから、現

段階で英国においてリサーチ等を実施することで、国際的な議論に影響を及ぼすことが可能であるというメリットを述べている。

監査実務審議会（APB）は、2009年3月に改訂版のISA（UK&I）700を公表した。2006年会社法の規定に従った監査意見の文言の改訂のほか、主に、以下の（表1）の改訂が行われている。

なお、その他の事項区分に相当する規定は、2009年3月改訂前の英国監査基準には明文規定が存在しなかった。監査実務審議会（APB）は導入の理由について、2009年3月改訂版ISA（UK&I）700の説明覚書において、今回の改訂には監査報告書の情報価値を高めることに関する改訂は含まないが、一方で、ISA（UK&I）700は、監査人が自らの作業の適切な理解に関連すると考える事項を強調するために、監査報告書に追加のコメントを含めることを禁止するものではないことを明確にするために導入したと説明している。また、説明覚書では、監査報告書の記載内容

- 監査人の責任の記述を簡潔にする。「監査の範囲（Scope of the Audit）」区分を設け、ISA（UK&I）700に規定の文言を記載する方法のほか、以下を認める。
  - (i) 監査実務審議会（APB）のウェブサイト上のページ「監査の範囲に関する記述」を参照する。
  - (ii) 年次報告書の別の箇所に含まれる「監査の範囲に関する記述」を参照する。
- 財務諸表に対する意見表明以外の、その他の報告責任がある場合、当該その他の報告責任は別区分に記載することを要求する。
- 例外的報告事項に関しては、「例外的に報告が求められる事項」の見出しの区分において、当該責任について記載するとともに、適切な結論の記述を要求する。報告すべき事項がない場合の適切な結論の記述として、「報告すべき事項はない」旨を示す。
- IAASBが2008年6月に最終化したクラリティ版ISA706「独立監査人の報告書における強調事項区分及びその他の事項区分」に含まれているその他の事項区分に相当する規定を導入し、財務諸表に表示又は開示されていない事項について、監査、監査人の責任又は監査報告書についての利用者の理解に関連するため、監査報告書において説明する必要があると判断した場合、「その他の事項」又は他の適切な見出しを付した区分を設けて当該事項の記載を要求する。

について統治責任者との討議を行うことが奨励され、特に、「監査の範囲」区分の記述方法や「その他の事項」区分を含める場合の監査人の判断については、統治責任者との討議が有益とされている。

その後、監査実務審議会（APB）は、IAASBが2009年2月にクラリティ・プロジェクトを完了させたことを踏まえ、2009年10月にクラリティ版の一連のISA(UK&I)を公表している。しかしながら、ISA(UK&I)700に関しては、IAASBのクラリティ版ISA700を採用せず、新起草方針に基づく2009年3月改訂版ISA(UK&I)700の書換え、並びに、従来ISA(UK&I)700に含まれていた除外事項、強調事項区分及びその他の事項区分に関する規定のISA(UK&I)705及びISA(UK&I)706への移動のみを行っている。

## 2 2011年以降<sup>5</sup>

### (1) ディスカッション・ペーパー「会社の有効なステュワードシップ：コーポレート・レポーティング及び監査の強化」

2008年に生じた金融危機をきっかけに、英国でも様々な改革が行われている。2010年6月には、「英国コーポレート・ガバナンス・コード」と「英国ステュワードシップ・コード」が公表された。これは、短期的な利益追求を目的とした金融機関の行動に対する反省から、株主の長期的な利益追及と有効なガバナンスの機能の促進を目的に、従来の統合コードを、発行体に対する規範と、機関投資家に対する規範の2つに分離したものである。さらに、財務報告評議会（FRC）は2011年1月、ディスカッ

ション・ペーパー「会社の有効なステュワードシップ：コーポレート・レポーティング及び監査の強化」を公表した（以下「2011年DP」という。）。2011年DPでは、金融危機の原因として、会社によるリスク情報の開示が不十分であったことの反省から、取締役会及び監査委員会のステュワードシップ<sup>6</sup>の役割の有効性を、コーポレート・レポーティングや監査を通じて強化するにはどうすべきかが検討され、主に、以下の提言が記載されている。

- 取締役は、年次報告書が、全体として、事業に対する取締役のステュワードシップについての公正（fair）かつバランスのとれた（balanced）報告を提供していることを確保するすべての責任を負うべきである。
- 取締役は、会社のマネジメントや会社に対する取締役のステュワードシップに関する情報の信頼性、及び、事業や関連するリスクに関する活動の透明性を確保するために講じた措置について、より詳細に記載するべきである。
- 以下の透明性の強化により、監査委員会による経営者及び外部監査人の監督責任を強化するべきである。
  - 監査委員会は、その報告書において、年次報告書の完全性（integrity）及びその他（外部監査人の監督、選任等）についての責任をどう果たしたかについて十分に説明する。
  - 外部監査人の監査報告書の記載を以下のように拡大する。
    - ◇ 新しい区分を設け、監査委員会の報告書の完全性、合理性（reasonableness）につい

て記載する。

- ◇ 年次報告書に含まれる情報で、監査人が誤っていると考える事項、又は、財務諸表若しくは監査の過程で入手した情報と相違する事項について記述（identify）する。

上記は、経営者が財務諸表の作成に際して行った判断や、監査人が監査の過程で行った判断についての透明性を高めるべきであるという利用者のニーズに対して、当該情報を監査人が監査報告書において直接利用者に提供するのではなく、監査委員会が監査委員会の報告書において提供するというアプローチとなっている。財務報告評議会（FRC）は、当該アプローチを適切と考える理由について、2011年DPに対するコメントを要約したフィードバック・ペーパーで以下のとおり説明している。

- 年次報告書及び財務諸表の作成責任は会社にある。投資家等の利用者は会社の見解を求めている。したがって、監査人ではなく、会社が取締役会や経営者を通じて当該情報を提供すべきである。
- 年次報告書及び財務諸表の利用者の関心を最もよく知ることのできる立場にあるのは会社である。取締役や経営者は投資家やアナリストと直接のコンタクトがあるが、監査人は同様のアクセスを有しない。
- 会社が当該情報を提供することにより、経営者が行うべき判断を監査人が行うリスクを回避できる。
- 決まり文句的な記述がさらに増加するリスクを大きく減らすことができる。監査委員会により情報が報告されれば、当該情報が監査人から提供される場合に比して、

会社のビジネスに特有な情報となる可能性が高い。監査人が報告する場合、利用者の誤解を避けるため、標準文言が増えるリスクが高い。

また、フィードバック・ペーパーでは、財務報告評議会（FRC）が今後、講じる予定のアクションとして、主に、以下を記載している。

**（戦略、リスク及び継続企業）**

会社は、年次報告書における取締役報告書等の説明的報告（narrative reports）において、オペレーショナルリスクや、会社のアクションなく自然に生じるリスクではなく、戦略上のリスクに主な着眼点を置き、会社のビジネスモデル及び戦略に特有のリスクについて開示すべきである。財務報告評議会（FRC）は既に、継続企業及び流動性リスクに関する会社及び監査人による情報提供について調査する調査委員会を立ち上げており、調査結果を受けて、関連ガイダンスのアップデートや英国コーポレート・ガバナンス・コードの改訂の必要性について検討する<sup>7</sup>。

**（監査委員会の役割）**

財務報告評議会（FRC）は、監査（表2）英国コーポレート・ガバナンス・コード

委員会が取締役に報告書を提出し、取締役会の承認を経て、監査委員会の報告書のすべてを年次報告書で公表することを提案する。監査委員会の役割を、年次報告書の全体（説明的報告を含む。）を検討し、提供されている情報が会社の業績や概況を利害関係者が評価するのに必要なものかどうか、及び報告書が全体として公正かつバランスのとれたものとなっているかどうかを判断することに拡大するため、英国コーポレート・ガバナンス・コード及び関連する監査委員会のためのガイダンスの改訂を提案するコンサルテーションを行う。**（監査及び監査人の役割）**

財務報告評議会（FRC）は、財務諸表が適切に作成されており、年次報告書が公正かつバランスのとれたものであることについて、独立した立場からチェックを行うという監査の基本的な役割を監査人が達成していることを示す（demonstrate）ために、さらなる措置が必要であると考えている。監査人は、財務諸表に重要な事項が適切に開示されていることについて利用者に信頼を付す（reassure）ために、監査プロセス

に関する追加の見解を提供するべきである。そこで、監査人の透明性の強化の必要性について検討するため、監査委員会に対する監査人の報告（ISA（UK&I）260）と監査報告書（ISA（UK&I）700）について扱う監査基準の改訂について検討しコンサルテーションを行う。

**（2）2012年以降の監査基準の改訂<sup>8</sup>**

財務報告評議会（FRC）は、上記のアクションを施行する形で、2012年から2014年の3回にわたり、監査報告に関する監査基準の改訂を行っている。2012年及び2014年の改訂は、英国コーポレート・ガバナンス・コードの改訂と併せて行われている。以下、改訂の主な内容を説明する。なお、下記に記載する規定の適用対象は、断りのない限り、英国コーポレート・ガバナンス・コードの適用対象企業（プレミアム市場上場会社）の監査に限定されている。

**① 2012年**

2012年改訂では、①英国コーポレート・ガバナンス・コード、②英国スチュワードシップ・コード、③監査委員会のためのガイダンス、④監査基準（ISA（UK&I）260、700、705、

- ・ 取締役会は、会社の現状及び展望に関する、公正であり、バランスがとれ、かつ理解可能な評価を示さなければならない。
- ・ 取締役は、年次報告書において、年次報告書及び財務諸表の作成に対する取締役の責任について説明しなければならない。また、年次報告書及び財務諸表が全体として公正であり、バランスがとれ、かつ理解可能であり、また、会社の業績、ビジネスモデル及び戦略を株主が評価するのに必要な情報を提供していると判断している旨を記載しなければならない。
- ・ 年次報告書に、監査委員会がその責務に関連して行った作業について説明する区分を設け、以下の説明を記載しなければならない。
  - 監査委員会が重要であると判断した財務諸表に関連する事項及びそれにどのように対処したか
  - 監査委員会による外部監査の有効性の評価方法、外部監査人の選任のアプローチ、現任監査事務所との監査契約期間や直近の入札時期に関する情報
  - 外部監査人が非監査業務を提供している場合、監査委員会が監査人の客観性や独立性に対して行ったセーフガード

706、720) が改訂された。改訂版監査基準は、2012年10月1日以降開始事業年度の監査より適用開始されている。英国コーポレート・ガバナンス・コード及び監査基準の主な変更点は、前頁の(表2)、以下の(表3) 監査基準

3) のとおりである。

## ② 2013年

2013年改訂では、ISA (UK&I) 700 が改訂された。改訂の理由について、財務報告評議会 (FRC) は、2013年2月に公表したコンサルテ

ション・ペーパーにおいて、以下を説明している。

- ・ 財務報告評議会 (FRC) は、IAASBが2012年6月に公表したコメント募集文書「監査報告の改善」(以下「IAASB ITC」という。)に

### (ISA (UK&I) 260「統治責任者とのコミュニケーション」)

- ・ 監査人は、取締役会及び監査委員会が英国コーポレート・ガバナンス・コードに記載の責務を行うために関連すると監査人が考える情報、並びに、監査の過程や監査意見に達する際に監査人が行った重要な職業専門家としての判断の根拠及び依拠した監査証拠について、監査委員会が理解するために必要であると監査人が考える情報を、監査委員会に対してコミュニケーションを行わなければならない。これには、以下に関する監査人の見解を含めなければならない。
  - 財務報告に関連するビジネスリスク及び重要性の適用、並びに、それらに関する監査人の判断が、監査の基本的な方針、監査計画及び識別した虚偽表示の評価に与える影響
  - 会計方針の適切性 (個別及び集計して)
  - 企業の重要な資産及び負債に対する経営者の評価及び関連する開示
  - 財務報告に影響する可能性のあるリスクに関連する内部統制システムの有効性並びに企業のビジネスモデルに関連するその他のリスク及び関連する内部統制の有効性 (ただし、これは企業の内部統制システム全体に対する意見を表明するものではなく、財務諸表監査において実施した監査手続のみに基づき行うコミュニケーションである。)
  - その他、監査の過程で識別した事項で、取締役会や監査委員会がその責務を行うために関連すると監査人が判断した事項

### (ISA (UK&I) 700「財務諸表に対する監査報告書」)

- ・ 監査人は、年次報告書に含まれるその他の財務情報及び非財務情報を通読する際に監査した財務諸表と重要な相違がある情報を識別した場合、又は監査の過程で得た知識に基づくと明らかに誤っている若しくは当該知識と重要な相違がある情報を識別した場合、報告しなければならない。当該報告が求められる状況には、以下を識別した場合が含まれる。
  - 年次報告書が公正で、バランスがとれ、かつ、理解可能であること、また、企業の業績、ビジネスモデル及び戦略を株主が評価するために必要な情報が提供されていると取締役会が判断した旨の記述が、監査人が監査の過程で得た知識と相違する。
  - 監査委員会の作業について記載している年次報告書の区分において、監査人が監査委員会にコミュニケーションを行った事項が適切に記載されていない。
  - 上記の記述や区分を年次報告書に含めていない理由の説明と、監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違がある。
  - その他、重要な相違又は事実の重要な虚偽記載が含まれると監査人が判断した情報
- ・ 監査人は、例外的報告事項として、これらに関する適切な結論を記載しなければならない。監査人は、該当する場合、重要な相違又は事実の重要な虚偽記載であると考えられる理由を説明しなければならない。また、監査人は、年次報告書に含まれる監査委員会の作業について説明する区分において、監査人が監査委員会にコミュニケーションを行い、かつ、監査人が開示されるべきであると判断した事項が適切に開示されていない場合にも、当該情報を監査報告書に含めなければならない。

対するコメントの形成のため、利害関係者に対するアウトリーチを行った。IAASB ITCでは、監査報告書に「監査人によるコメント」という新しい区分を含めることが提案されていた。「監査人によるコメント」は、監査上のインプット（監査人のリスク評価や重要性等）ではなく、主に、財務諸表の作成において行われた主要な判断に関連する監査上のアウトプットに力点が置かれた概念であった。

- 英国では、2012年改訂版の英国コーポレート・ガバナンス・コードに従って、監査委員会に対し、監査人からコミュニケーションが行われた事項を考慮した上で、年次報告書において財務諸表に関連する重要な事項及びそれにどう対処したかについて記載することを要求している。よって、IAASB ITCの「監査人によるコメント」に記載される情報は、英国では監査委員会が年次報告書で記載するものであり、監査委員会に対してコミュニケーションを行った事項が年次報告書に適切に記載されていないと判断した場合にのみ監査人自らが監査報告書で記載することになる。
- しかしながら、2012年改訂に基づく英国の監査報告書の記載は、年次報告書に含まれる情報と財務

諸表や監査人の知識との間に相違があった場合にのみ報告する形式のため、相違がない限り、監査報告書の文言は決まり文句的となる。決まり文句的な文言はコミュニケーションの価値が低く、企業特有の情報が記載される場合に比して、利害関係者が監査報告書を読むインセンティブは低い。

- 2012年改訂により、監査の結果に関する情報は、年次報告書における取締役会の記述（監査委員会による監査人の重要な職業的判断の検討を踏まえてなされる。）を通じて、通常は利害関係者に提供されることになった。しかしながら、(a)監査人による重要な虚偽表示リスクの評価、(b)監査人による重要性の評価、(c)監査範囲（評価したリスク及び重要性への対応含む。）に関する情報が提供されれば、監査の透明性が高まり、投資家が企業と監査に関する対話を行うきっかけを提供することにもつながるとして投資家から強い支持があった。これらの情報は、通常、監査人から監査委員会にコミュニケーションが行われるため、英国コーポレート・ガバナンス・コードに基づき、監査委員会が当該情報を年次報告書で開示することも可能ではある。しかしながら、これらの情報は監査人に帰属するも

のであり、取締役会は開示に積極的にならないと考えられる。

2013年改訂版のISA (UK&I) 700は2013年6月に公表され、2012年10月1日以降開始事業年度の監査より適用された。2013年改訂の結果、監査報告書に、新たに以下の(表4)の記載が要求された。

また、2013年改訂版ISA (UK&I) 700では、記載上の留意事項として、財務諸表利用者にとって有益な記述とするため、財務諸表の個別の要素に対する意見であるとの誤解を招く記述をしないこと、標準文言による一般的又は抽象的な記述をしないこと、また、年次報告書に含まれる、監査委員会がその責務に関連して行った作業について説明する区分に記載される、財務諸表に関連する重要な事項に関する監査委員会による記述を補完する方法で記載することが説明されている。

### ③ 2014年

2014年改訂では、英国コーポレート・ガバナンス・コード及び監査基準 (ISA (UK&I) 260、570、700) が改訂された。改訂版監査基準は、2014年10月1日以降開始事業年度の監査より適用されている。監査基準の改訂に関連する主な部分（リスク及び継続企業に関する改訂）は次頁の(表5)、(表6)のとおりである。

- 監査報告書には以下を記載しなければならない。
  - 監査人が識別し評価した重要な虚偽表示リスクのうち、監査の基本的な方針、監査資源の配置、及び監査チームの作業の方向性に最も重要な影響を与えたものについての記述
  - 監査の計画及び実施において重要性の概念をどのように適用したのかの説明。当該説明において、財務諸表全体に対する重要性を監査人が判断するための基準値を明記しなければならない。
  - 監査の範囲の概要 ((a)に基づき記載した評価した重要な虚偽表示リスクにどう対応したか及び(b)に基づき記載した重要性の概念の適用によってどのような影響を受けたかの説明を含む。)

(表5) 英国コーポレート・ガバナンス・コード

- ・ 取締役は、年次財務諸表及び中間財務諸表において、それらの作成に継続企業の前提に基づく会計処理を採用することが適切であると考えているかどうか、及び財務諸表承認日から最低12か月間に関する重要な不確実性を識別したかどうかについて記載しなければならない。
- ・ 取締役は、年次報告書において、以下を記載しなければならない。
  - 会社が直面する主要なリスク（ビジネスモデル、将来の業績見通し、支払能力又は流動性に関するものを含む。）に関する適切な（robust）評価を実施した旨の確認
  - 主要なリスクについての記述及び当該リスクをどのように管理、低減しているかの説明
  - 会社の現状や主要なリスクを考慮した上で、会社の展望をどのように評価したか、評価対象とした期間及び当該期間が適切と考える理由の説明
  - 評価対象とした期間における事業の継続及び債務の履行が合理的に期待できると考えているかどうか。必要な場合、当該記述においては条件や仮定を示さなければならない。

(表6) 監査基準

## (ISA (UK&amp;I) 260「統治責任者とのコミュニケーション」)

- ・ 監査人は、取締役会及び監査委員会が英国コーポレート・ガバナンス・コードに記載の責務を行うために関連すると監査人が考える情報、並びに、監査の過程や監査意見に達する際に監査人が行った重要な職業専門家としての判断の根拠及び依拠した監査証拠について、監査委員会が理解するために必要であると監査人が考える情報を、監査委員会に対してコミュニケーションを行うことが求められているが、これには、以下に関する監査人の見解を含めなければならない。
  - 会社が直面する主要なリスク（ビジネスモデル、将来の業績見通し、支払能力又は流動性に関するものを含む。）に関する取締役の評価の適切性（robustness）、及びその結果（当該評価を実施した旨の取締役の確認の記述、主要なリスクについての記述及び当該リスクをどのように管理、低減しているかの説明に関する年次報告書における開示を含む。）
  - 年次報告書における、取締役が会社の展望をどのように評価したか、評価対象とした期間及び当該期間が適切と考える理由についての取締役の説明
  - 財務諸表における、財務諸表の作成に継続企業の前提に基づく会計処理を採用することが適切であると考えているかどうかに関する取締役の記述（財務諸表承認日から最低12か月間に関する重要な不確実性を識別したかどうかに関する開示を含む。）
  - 年次報告書における、評価対象とした期間における事業の継続及び債務の履行が合理的に期待できると考えているかどうかについての取締役の記述

## (ISA (UK&amp;I) 570「継続企業」)

- ・ 監査人は、監査の過程で得た知識（継続企業の前提に関する経営者の評価の検討の際に得た知識を含む。）に照らして、年次報告書に含まれる以下の情報を通読し考慮しなければならない。
  - 企業が直面する主要なリスクの頑健な評価を実施した旨の取締役の確認
  - 主要なリスクについての記述及び当該リスクをどのように管理、低減しているかの説明
  - 財務諸表において継続企業の前提に基づく会計処理を採用することが適切であると考えているかどうか、及び財務諸表承認日から最低12か月の期間に関する重要な不確実性を識別したかどうかについての取締役の記述
  - 会社の現状や主要なリスクを考慮した上で会社の展望をどのように評価したか、評価対象とした期間及び当該期間が適切であると考えている理由、及び、評価期間における事業の継続及び債務の履行が合理的に期待できると考えているかどうかに関する取締役の説明

- ・ 監査人は、これらの開示に関して、監査報告書で追記又は強調しなければならない事項があるかどうかを判断し、ISA (UK&I) 700に従って報告しなければならない。当該判断に際しては、監査の過程で得た知識に基づき、以下を考慮しなければならない。
  - 年次報告書（財務諸表を含む。）において、企業が直面する主要なリスクに関する、公正でバランスがとれ、かつ、理解可能な記述がなされていないことを示す情報を監査人が識別したかどうか。
  - 企業が直面する主要なリスクに関する取締役の評価の頑健性、及びその結果（年次報告書における関連する開示を含む。）に関して監査人が監査委員会にコミュニケーションを行った事項が、年次報告書における監査委員会の作業を記述する区分において適切に記載されているかどうか。

**(ISA (UK&I) 700「財務諸表に対する独立監査人の報告書」)**

- ・ 監査人は、上記のISA (UK&I) 570 の要求事項に準拠して実施した作業に基づき、年次報告書における記述に関して追記又は強調すべき重要な事項があるかどうかについて記載しなければならない。

**3 むすび**

前稿及び本稿の2回にわたり、英国の監査報告書の改訂に係る変遷の紹介を行ってきた。改訂の変遷のイメージとして、付録において、1980年公表の英国監査基準、1983年公表の監査基準書(SAS) 600、及び2013年改訂版ISA (UK&I) 700に基づく監査報告書の記載例を掲載した。参考にしていただきたい。

上記の変遷からは、英国では長文式の監査報告書の導入に際し、監査報告書の改訂のみを短期的に検討したのではなく、利用者、作成者、監査委員会、そして監査人という、財務報告サプライチェーンに関わる各利害関係者の意見及びそれぞれの役割を考慮し、財務報告開示制度全体の改訂の一環として長期的な検討を行い、段階的に改訂を進めていったことが特徴的であるといえよう。IAASBの監査報告関連基準の最終化

や欧州連合(EU)によるPIEに対する法定監査規則の施行により、長文式監査報告書の実務は今後世界中に広まっていくと考えられる。日本において今後関連する議論を行う際、先行事例として英国の改訂の歴史や実例を学ぶことは有益であり、今後の実務における展開を引き続き見守る必要があると考える。

(日本公認会計士協会研究員

甲斐幸子)

**【付録：英国の監査報告書の記載例】**

① 1980年公表 英国監査基準に基づく監査報告書

××のメンバーに対する監査報告書

我々は、承認された監査基準に従って、××ページから××ページに記載の財務諸表の監査を行った。

我々の意見では、[土地及び建物の再評価により修正された取得原価主義に基づき作成された]財務諸表が、19××年12月31日現在の会社の状況及び同日をもって終了する事業年度の経営成績及び資金運用の状況の真実かつ公正な概観を示しており、また、1948年及び1967年会社法に準拠しているものと認める。

出所：APB [2007] Discussion Paper “The Auditor's Report: A Time for Change?”

② 1993年公表 監査基準書（SAS）600「財務諸表に対する監査報告書」に基づく監査報告書（英国会社に対する無限定意見の付された監査報告書の記載例）

XYZ PLCの株主に対する監査報告書

我々は、[特定の固定資産に関する再評価により修正された] 取得原価主義に基づき、また、××ページに記載の会計方針に従って作成された、××ページから××ページに記載の財務諸表の監査を行った。

取締役及び監査人のそれぞれの責任

××ページに記載のとおり、会社の取締役は財務諸表の作成に対する責任を有する。監査人の責任は、監査に基づき財務諸表に対する独立した意見を形成し、株主に報告することである。

意見の基礎

我々は、監査実務審議会（APB）が公表した監査基準に準拠して監査を実施した。監査には、財務諸表に含まれる金額及び開示に関する証拠を試査により検討することが含まれる。また、監査には、取締役が財務諸表の作成に際して行った重要な見積りや判断を評価すること、また、会計方針が会社の状況において適切であり、一貫して適用され適切に開示されているかどうかを検討することが含まれる。

我々は、財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないという合理的な保証を得るための十分な証拠として我々が必要と判断するすべての情報と説明を入手するために監査を計画し、実施した。また、我々は、監査意見の形成に際し、財務諸表の表示の全体的な適切性も評価した。

意見

我々は、財務諸表が、19××年12月31日現在の会社の状況及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の真実かつ公正な概観を示しており、また、1985年会社法に準拠して適切に作成されているものと認める。

登録会計士

所在地

日付

出所：APB [1993] SAS 600 “Auditor's reports on financial statements” Appendix 2 - Example 1

③ 2013年改訂ISA（UK&I）700「財務諸表に対する監査報告書」に基づく監査報告書の記載例

以下を前提としている。

- ・ プレミアム市場上場会社に対する、無限定意見の付された監査報告書である。
- ・ 欧州連合（EU）により採択された国際財務報告基準に準拠して作成されたグループ財務諸表に対する監査報告書である。
- ・ 親会社財務諸表に対しては監査報告書が別個に発行されている。
- ・ 「財務諸表監査の範囲」区分の記載方法として、財務報告評議会（FRC）のウェブサイトに参照する方式が選択されている。

## XYZ PLCの株主に対する独立監査人の監査報告書

我々は、[会社名を記載する。]の××年度のグループ財務諸表、すなわち、[財務諸表の名称（例えば、「グループ財政状態計算書、グループ包括利益計算書、グループキャッシュ・フロー計算書、グループ株主持分変動計算書」）を記載する。]及び関連する注記の監査を行った。グループ財務諸表の作成に適用された財務報告の枠組みは適用される法律及び欧州連合により採択された国際財務報告基準である。

### 取締役及び監査人のそれぞれの責任

××ページに記載の取締役の責任に関する記述に詳述されているとおり、取締役はグループ財務諸表の作成及びグループ財務諸表が真実かつ公正な概観を示していることに対する責任を有する。監査人の責任は、適用される法律及び国際監査基準（英国及びアイルランド）に従ってグループ財務諸表に対する監査を実施し意見を表明することにある。国際監査基準（英国及びアイルランド）は、監査人に対し監査実務審議会（APB）の監査人のための倫理基準への遵守を要求している。

### 財務諸表監査の範囲

財務諸表監査の範囲に関する記述は、財務報告評議会（FRC）のウェブサイト[www.frc.org.uk/auditscopeukprivate](http://www.frc.org.uk/auditscopeukprivate)に記載されている。

### 財務諸表に対する意見

我々は、グループ財務諸表が以下であることを認める。

- ・ ××現在のグループの状況及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の真実かつ公正な概観を示していること
- ・ 欧州連合により採択された国際財務報告基準に準拠して適切に作成されていること
- ・ 2006年会社法及びIAS規則第4項に準拠して作成されていること

### 重要な虚偽表示リスクに関する評価

[監査人が識別し評価した重要な虚偽表示リスクのうち、監査の基本的な方針、監査資源の配置、及び監査チームの作業の方向性に最も重要な影響を与えたものについて記載する。]

### 重要性の適用

[監査の計画及び実施において重要性の概念をどのように適用したのかの説明を記載する。説明において、財務諸表全体に対する重要性を監査人が判断するための基準値を明記しなければならない。]

### 監査の範囲の概要

[監査の範囲の概要（評価した重要な虚偽表示リスクにどう対応したか及び重要性の概念の適用によって監査の範囲がどのような影響を受けたかの説明を含む。）を記載する。]

[上記の3つの事項に関する開示は、年次報告書に別途含まれる、監査委員会がその責務に関連して行った作業を説明する区分に記載される、財務諸表に関連する重要な事項に関する監査委員会による記述を補完する方法で記載する。]

### 2006年会社法の規定によるその他の事項に対する意見

我々は、グループ財務諸表が対象とする事業年度に関する戦略報告書及び取締役報告書に含まれる情報はグループ財務諸表と整合しているものと認める。

### 例外的に報告が求められる事項

我々は、以下に関して報告すべき事項はない。

国際監査基準（英国及びアイルランド）に基づき、我々の意見において、以下の場合には報告することが求められている。

- ・ 年次報告書に含まれる情報と監査した財務諸表に含まれる情報との間に重要な相違がある。
- ・ 年次報告書に含まれる情報に、監査実施の過程で得たグループに関する我々の知識によれば明らかに重要な誤りがある、又は年次報告書に含まれる情報と監査実施の過程で得たグループに関する我々の知識との間に重要な相違がある。
- ・ その他、年次報告書に含まれる情報が誤解を生じさせるものである。

我々は特に、監査の過程で得た知識と、年次報告書が公正で、バランスがとれ、かつ、理解可能であると取締役が判断した旨の記述との間に相違がないかどうかを考慮すること、また、我々が監査委員会にコミュニケーションを行った事項で開示されるべきであると我々が考える事項が年次報告書に適切に開示されているかどうかを考慮することが求められている。

2006年会社法に基づき、我々の意見において、以下の場合には報告することが求められている。

- ・ 法律に規定された取締役報酬に関する開示が行われていない。
- ・ 監査において必要な情報及び説明のすべてを我々が受領していない。

上場規則に基づき、我々は、以下についてレビューすることが求められている。

- ・ ××ページに記載の継続企業に関する取締役の記述
- ・ コーポレート・ガバナンス・ステートメントの一部が、我々のレビュー対象として規定されている英国コーポレート・ガバナンス・コードの9つの規定を遵守しているかどうか

### その他の事項

我々は、[会社名を記載する。]の××に終了する事業年度の親会社財務諸表及び監査対象となっている取締役報酬報告書に含まれる情報について別個に報告を行っている。

[署名]

ジョン・スミス（上級法定監査人）  
ABC LLPを代理する法定監査人

所在地  
日付

出所：FRC [2014] “Bulletin 4: Recent Developments in Company Law, The Listing Rules and Auditing Standards that affect United Kingdom Auditor's Report” Appendix 2 - Example 9

### 〈注〉

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <p>1 『会計・監査ジャーナル』2015年2月号記事「連載 監査報告に関する国際動向② 英国における</p> | <p>監査報告書に係る検討について—<br/>①金融危機発生前<br/>2 2006年会社法により、監査意見には、①財務諸表が真実かつ公正</p> | <p>な概観を示している旨、②財務諸表が適用される財務報告の枠組みに準拠して適切に作成されている旨、③財務諸表が2006年会社法に</p> |
|---|---|---|

準拠して作成されている旨、の3つが記載されることになった。

- 3 監査品質フォーラム (AQF) の報告書及び財務報告評議会 (FRC) のディスカッション・ペーパー「監査品質の促進」については、前稿 (『会計・監査ジャーナル』2015年2月号掲載) 参照
- 4 2013年に行われた2006年会社法の改正により、現在は事業概況 (Business Review) に代わって戦略報告書 (Strategic Report) の開示が要求されている。
- 5 2011年以降の議論では、監査契約の入札についても検討されているが、誌面の関係で本稿では割愛する。
- 6 2011年DPでは、スチュワードシップについて以下のように説明されている。
  - ・ 投資家は取締役会に管理 (control) を委託し、管理状況についての報告書を受領する。投資家は、取締役会に対し、戦略的方向の決定、上級役員による当該戦略の実施の確保、投資家が進捗状況を評価するためのオープンかつ誠実な報告を期待している。
  - ・ 英国コーポレート・ガバナンス・コードの目的は「会社の長期的成功を可能にする、有効で、企業家精神にあふれ、かつ慎重なマネジメントを促進すること」であり、投資家の取締役会に対する信頼は、英国コーポレート・ガバナンス・コードに支えられている。
  - ・ 投資家利益の主なスチュワード役を担うのは取締役であるが、多くの個人投資家及び年金保持者は、ファンド・マネージャーに対しても代理人としての行動を期待し、ファンド・マネージャーによる投資のスチュワード役としての積極

的な行動に依拠していることが多い。

上記のシステムは、会社から投資家に対し適切 (robust) で信頼できる情報が提供されること、また、当該情報に対する監査が行われることに依拠している。

- 7 財務報告評議会 (FRC) は2011年3月、継続企業及び流動性リスクへの企業及び監査人の対応について調査する委員会 (チャーマン調査委員会) を立ち上げた。チャーマン調査委員会は、2012年6月に最終報告書と提言を公表している。
- 8 本稿で説明したもののほか、監査実務審議会 (APB) は2011年2月にもISA (UK&I) 700の改訂を行っているが (「監査の範囲」区分にその他の記載内容に関する監査人の責任の記述を追加)、詳細は省略する。

(参考文献)

APB [2007] Discussion Paper “The Auditor's Report: A Time for Change?”

APB [2008] “Feedback Paper on The Auditor's Report: A Time for Change? Discussion Paper and APB Future Plans Regarding the Form and Content of UK Auditor's Report”

APB [2009] International Standard on Auditing (UK and Ireland) 700 (Revised) “The Auditor's Report on Financial Statements”

FRC [2011] “Effective Company Stewardship: Enhancing Corporate Reporting and Audit”

FRC [2011] “Effective Company Stewardship Next Steps”

FRC [2012] Feedback Statement “Revisions to the UK Corporate Gov-

ernance Code and Guidance on Audit Committee”

FRC [2013] Consultation Paper “Revision to ISA (UK&I) 700 - Requiring the auditor's report to address risks of material misstatement, materiality and a summary of the audit scope”

FRC [2014] “Feedback Statement - Revisions to the UK Corporate Governance Code”

APB [1993] Statements of Auditing Standards 600 “Auditor's Reports on financial statements”

FRC [2014] Bulletin 4 “Recent Developments in Company Law, the Listing Rules and Auditing Standards that affect United Kingdom Auditor's Report”

FRC [2012, 2014] “The UK Corporate Governance Code”

APB [2009, 2010] ISA (UK&I) 700 “The Auditor's Report on Financial Statements”

FRC [2011, 2012] ISA (UK&I) 700 “The Auditor's Report on Financial Statements”

FRC [2013, 2014] ISA (UK&I) 700 “The Independent Auditor's Report on Financial Statements”

FRC [2012, 2014] ISA (UK&I) 260 “Communication with Those Charged With Governance”

FRC [2014] ISA (UK&I) 570 “Going Concern”

\* 必須研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」研修教材

教材コード J030379

 研修コード 3004

履修単位 1単位